

会員各位

専門医に関する規約改定について

2021年6月20日
一般社団法人 日本形成外科学会
理事長 森本 尚樹
制度検討委員会
委員長 小室 裕造

2018年度より形成外科専門医取得のための研修が（旧）学会専門医制度から日本専門医機構認定の領域専門医制度に移行しました。本年度は、移行初年度専攻医の専門研修最終年となります。

専攻医の中には、制度移行に伴う認定審査の変更に不安を感じている方も多くことと推察いたします。

専門医に関する規約は、資料1の枠組みで定められていましたが、日本専門医機構からの指導、要請を受け、適宜変更が加えられております。これらの変更に関しては、会告等で会員の皆様に通知を行っていますが、規約改定が追いつかず、規約同士の重複、齟齬が生じていました。そこで、制度検討委員会としては新制度下での専攻医が最終年度を迎えるにあたり、現時点での専門医に関する規定を体系化する作業を進めてまいりました（資料2）。

この度、専門医に関する規約の改定が4月13日の社員総会において承認が得られましたこと、ここにご報告いたします。

(現行)

一般社団法人 日本形成外科学会 (専門医に関する規約)

(資料1)

一 番 外 一

一 規約集掲載一

*規約集には学会専門医制度は存在しないが、HP内の専門医認定審査に関わるページにおいて、現制度として掲載される。
 *一方、規約集に掲載されている領域専門医制度及び細則は、HP上では専門医新制度として記載されている。
 *2021年度までの専門医認定審査に関しては、この学会専門医制度に基づいて行われる予定

形成外科学会専門医制度

(専門医認定と施設認定に関する規定)

形成外科学会専門医制度細則

(専門医認定と施設認定に関する規定が主だが、更新・資格取り消しにも一部規定あり。)

C. 専門医生涯教育制度細則

(専門医資格更新に関する規定)

D. 専門医生涯教育制度施行細則

(専門医資格更新に関する規定)

A. 形成外科領域専門医制度

(専門医認定と施設認定に関する規定)

B. 形成外科領域専門医制度細則

(専門医認定と施設認定に関する規定が主だが、更新・資格取り消しにも一部規定あり。)

E. 形成外科領域指導医制度

(指導医認定に関する規定、分野指導医・特定分野指導医にも記載)

F. 形成外科領域指導医制度細則

(指導医認定・指導医資格更新に関する規定)

G. 特定分野指導医制度：皮膚腫瘍外科分野指導医細則

H. 特定分野指導医制度：皮膚腫瘍外科分野指導医施行細則

I. 特定分野指導医制度：小児形成外科分野指導医細則

J. 特定分野指導医制度：小児形成外科分野指導医施行細則

K. 特定分野指導医制度：再建・マイクロサージャリー分野指導医細則

L. 特定分野指導医制度：再建・マイクロサージャリー分野指導医施行細則

M. 特定分野指導医制度：レーザー分野指導医細則*

(* 現行の規約集に存在しない。)

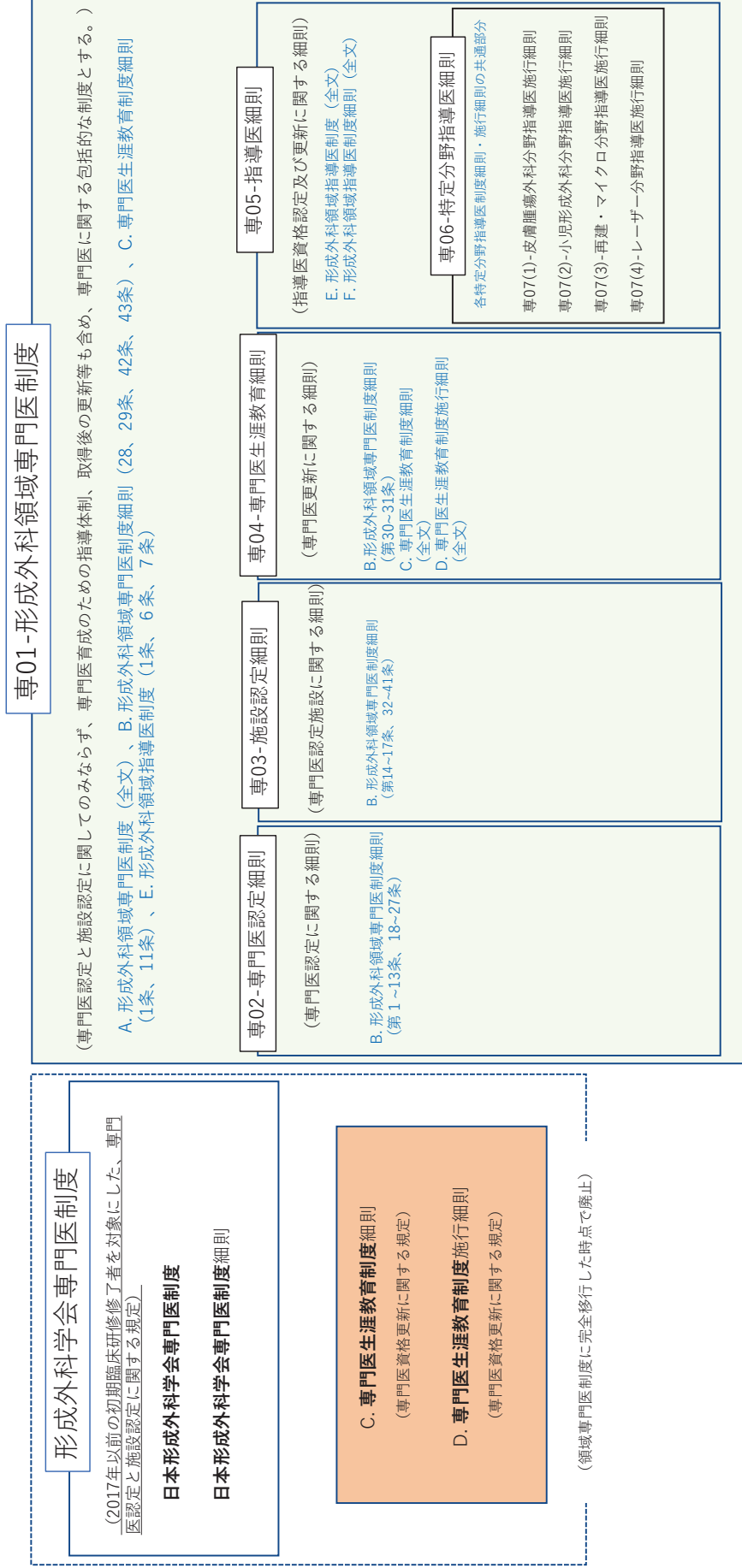
N. 特定分野指導医制度：レーザー分野指導医施行細則

* 現行の専門医生涯教育制度は、学会専門医と領域専門医の生涯教育に関する内容が混在している。

(改訂案)

一般社団法人 日本形成外科学会 (専門医に関する規約)

(資料2)



(資料3)

専門医に関する規約改定の骨子

1. 体系化
2. 議決を評議員会（社員総会）から理事会に変更
3. 専門医認定細則の変更点
 - 1) 3ヶ月以上の地域医療研修義務化の明記
 - 2) 疾患分類、それぞれの必要経験症例数、10症例の変更明記
4. 施設認定細則の変更点
 - 1) 研修プログラムに関する言及（専攻医研修のための研修施設群を形成する）
 - 2) 専攻医募集を行うプログラムを毎年審査することの明記
 - 3) 地域医療研修可能施設
5. 専門医生涯教育細則の変更点
 - 1) 学会専門医更新と領域専門医更新の混在していたところを、領域専門医更新内容に一本化
 - 2) 講習単位に関して明記
 - 3) 専門医生涯教育の内容を明記し、更新基準として単位を付与することを明記
 - 4) 学術集会からの講習申請に関して明記
 - 5) 専門医資格取り消しに関して、この細則に明記
6. 指導医細則の変更点
 - 1) 2つの規定（指導医制度、指導医制度細則）を統合
 - 2) 4つの特定分野指導医を明記
 - 3) 暫定措置に関する記述を削除
7. 特定分野指導医細則・施行細則の変更点
 - 1) 4つの特定分野指導医にそれぞれある細則、施行細則のうち共通部分を集約
 - 2) 資格更新に関して、審査料や書類に関する記載が記載されていないが、更新要件があるが、更新要件が記載されていない。
 - 3) 認定資格要件、更新要件など各分野ごとに異なる部分のみをそれぞれの施行細則として作成

専01

一般社団法人日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度

平成 27 年 4 月 制定

平成 29 年 4 月 改定

令和 3 年 4 月 改定

(目的)

第 1 条 形成外科領域専門医制度は、一般社団法人日本形成外科学会（以下、学会という）定款第 3 条および第 4 条 1 項 3 号を達成するとともに、形成外科領域専門医（以下、専門医という）の質を担保することにより、わが国における形成外科の進歩発展とその水準の向上を図り、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(専門医有資格者の認定)

第 2 条 学会は、一般社団法人日本専門医機構（以下、機構という）の委託を受けて、本学会会員資格を有する医師であって、本制度第 3 条に定める専門研修施設において所定の修練を行い、形成外科領域の基本的な知識と技能を習得したものを審査の上、専門医有資格者として機構に報告する。

2. 学会は、前項の資格認定に関する業務を行うため、専門医認定委員会を置く。
3. 前 2 項に関する手続きその他を規定するため、専門医認定細則を別に定める。

(専門研修施設の認定)

第 3 条 学会は専門医となるための修練に適した施設を専門研修基幹施設および専門研修連携施設として認定し、機構に報告する。

2. 学会は、前項の施設認定に関する業務を行うため、認定施設認定委員会を置く。
3. 前 2 項に関する手続き等を規定するため、施設認定細則を別に定める。

(専門医生涯教育)

第 4 条 専門医は、本制度第 1 条を達成するために、以下を実践することにより自己研鑽に努めなければならない。

- 1) 形成外科領域のみならず全領域の専門医が習得すべき共通事項の講習受講
- 2) 形成外科領域に関する事項の講習受講
- 3) 学術集会への参加・発表、学術雑誌等での発表などの学術活動
- 4) 専門知識・専門技能を活かした社会活動
- 5) その他、専門医の生涯教育に役立つ事項

2. 専門医が専門医資格を維持するためには、5 年毎に専門医資格の更新審査を受けなければならない。
3. 学会は審査の上、専門医の更新資格の有無を機構に報告する。
4. 本制度施行前の日本形成外科学会専門医制度における学会専門医資格は、資格更新に際し前項の審査を

経た後に、形成外科領域専門医と改称して同資格を継承する。

5. 学会は、前 2 項の更新資格認定等に関する業務のため、専門医生涯教育委員会を置く。

(形成外科領域指導医)

第 5 条 学会は、形成外科専門研修を行う専攻医に研修上の指導を行ううえで必要にして十分な能力をもつ専門医を、形成外科領域指導医（以下、指導医という）として認定する。

2. 学会は、前項の指導医認定審査等の業務を行うため、指導医認定委員会を置く。

3. 前 2 項に関する手続きその他を規定するため、指導医細則を別に定める。

(認定の取り消し)

第 6 条 理事長は別に定める細則により、第 2 条 1 項および第 4 条 3 項に基づき認定した領域専門医資格を取り消し、機構に報告することができる。

2. 理事長は別に定める細則により、第 3 条に基づき認定した専門研修施設認定を取り消し、機構に報告することができる。

3. 理事長は別に定める細則により、第 5 条に基づき認定した領域指導医資格を取り消すことができる。

(専門医制度委員会)

第 7 条 理事長は、本制度に関して横断的かつ統合的な議論を行うため、専門医制度委員会を開催することができる。

2. この会議は理事長、庶務担当理事、専門医認定委員会の委員長、認定施設認定委員会の委員長、専門医試験問題作成委員会の委員長、専門医生涯教育委員会の委員長および理事長の推薦する若干名からなる。
3. この会議の議長は理事長が務める。

(改廃)

第 8 条 この制度の改廃は、理事会において行う。

専02

一般社団法人日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 専門医認定細則

令和3年4月 制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 本細則は、形成外科領域専門医制度(以下、制度という)第2条にもとづき、形成外科領域専門医(以下、専門医という)としての資格要件および一般社団法人日本形成外科学会(以下、学会という)が行う認定審査に関する諸規定を定めるものである。

第2章 専門医認定委員会

(構成)

第2条 制度第2条2項の専門医認定委員会(以下、委員会という)の構成は18名とする。

2. 専門医認定委員(以下、委員という)のうち10名は、社員総会において専門医である評議員の中から選挙により選出する。他の8名の委員は理事長が別途指名する。

3. 前項に定める10名の委員選出には、定款細則第7条より第9条までの規定を準用し、選出すべき人数の半数の連記投票による。

4. 委員に欠員を生じた時は、前項選出時の次点者を繰り上げ、その任期は前任者の残任期間とする。ただし、理事長指名の委員に欠員を生じた時は、理事長が追加指名する。

(任期)

第3条 委員の任期は評議員選挙を実施した年の定時社員総会終了時より、次次期定時社員総会終了時までとし、連続2期を越えることはできない。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は理事長が指名し、委員長は委員会を代表する。副委員長は委員会において委員長が指名する。

2. 委員会の議長は委員長とする。

(招集)

第5条 委員会の招集は委員長が行う。

2. 委員総数の3分の1以上から会の目的たる事項を示して請求があった時は、すみやかに委員会を招集しなければならない。

(成立)

第6条 委員会は委員総数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。あらかじめ委任

状を提出したものはこれを出席とみなす。ただし、認定審査の場合には委任状を認めない。

(議決)

第7条 委員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(認定審査の非公開)

第8条 専門医認定審査に関する議事は原則として非公開とする。

(議事録)

第9条 議事録は議長が作成し、議長および議事録署名人2名が署名、捺印のうえ、委員会および学会に保存する。

第3章 専門医の認定申請

(専門医申請資格)

第10条 専門医申請資格は、以下の各号を充足するものとする。

(1) 6年以上日本国医師免許証を有するもの。

(2) 義務化された臨床研修2年の後、本制度施設認定細則に定める研修施設において通算4年以上の形成外科研修を行うこと。

(3) 前号の形成外科研修は、専門研修基幹施設における6ヶ月以上の研修期間を含まなければならない。

(4) 前々号の形成外科研修は、3ヶ月以上の地域医療研修を含まなければならない。

(5) 第12条に定める症例を経験し、本細則第13条、第14条に定める記録を有するもの。

(6) 学会主催の講習会(春季学術講習会、秋季学術講習会)4回以上の受講歴を有すること。

(7) 1編以上の形成外科に関する論文を筆頭著者として発表しているもの(発表誌は年2回以上定期発行され、査読のあるものとする)。

(研修期間)

第11条 形成外科専門研修は4年以上とする。但し臨床研修期間中の形成外科研修は含まない。

2. 形成外科専門研修期間における勤務形態は、週32時間以上かつ週4日以上とする。

3. 大学院生、時短勤務者、非常勤医などにあつて、前項に満たない勤務形態での研修期間に関しては以下とする。

- 1) 週 3 日勤務の研修期間は、実期間の 3/4
 - 2) 週 2 日勤務の研修期間は、実期間の 1/2
 - 3) 週 1 日勤務の研修期間は、実期間の 1/4
4. 研修実績は、当該研修施設の施設長、または所属長の認定を要する。なお、申請内容に疑義が生じた場合、委員会で審議することがある。

(必要経験症例)

第 12 条 専門医認定申請を行うものは、研修期間中に所属研修施設上席医師の指導下で所定の手術症例を経験しなければならない。

2. 前項に関わる症例を以下のごとく分類する。

- I 外傷
- II 先天異常
- III 腫瘍
- IV 瘢痕・瘢痕拘縮・ケロイド
- V 難治性潰瘍
- VI 炎症・変性疾患
- VII 美容
- VIII その他

3. 研修期間中に経験すべき必要手術症例数（うち術者として経験すべき症例数）の下限を以下のごとく定める。

- I 60 (10)
- II 15 (4)
- III 90 (18)
- IV 15 (3)
- V 25 (3)
- VI VIIIと合わせて 15 (2)
- VII 0 (0)
- VIII VIと合わせて 15 (2)

4. I～VIのいずれかの分類において、顔面神経麻痺の症例を必ず 1 例は経験しなければならない。

(研修記録)

第 13 条 専門医認定申請を行うものは、前条に記された必要経験症例を含め、所属研修施設上席医師の下で直接手術に関与した 300 症例（うち 80 症例以上は術者として経験した手術症例）の一覧表を研修記録として提出しなければならない。

(手術症例病歴要約)

第 14 条 専門医認定申請を行うものは、研修期間中に所属研修施設の指導医の下で、形成外科専門技能を要する手術を術者として経験し、うち 10 症例の病歴要約を所定の用紙に記載し提出しなければならない。

2. 前項の 10 症例は、第 12 条 2 項に示す 8 項目のうち 5 項目以上を含まなければならない。
3. 同一項目かつ同一術式の症例が重複することは好ましくない。

第 4 章 専門医資格認定審査

(提出書類)

第 15 条 専門医資格認定審査を受けようとするものは、所定の認定審査料を学会に納付した上で、所定の書類を定められた期日までに委員会に提出しなければならない。

(審査日時等の告示)

第 16 条 委員会は年一回資格認定審査を施行する。その日時、その他については実施 3 ヶ月前までに告示する。

(資格認定審査)

第 17 条 委員会は、以下の認定審査を行う。

1. 書類審査

専門医認定申請者の、第 10 条に定める申請資格を提出書類を基づき審査する

2. 試験審査

書類審査合格の者に対し以下の試験審査を行う。

- (1) 形成外科的一般知識に関する筆記試験を行う
- (2) 主に申請者の研修記録について口頭試問を行う

(審査結果の通知)

第 18 条 委員会は、資格認定審査の結果を理事長に報告する。理事長は専門医としての有資格者を機構に報告し、そののち機構での審査結果をすみやかに申請者に通知する。

(登録)

第 19 条 認定審査合格者は、所定の登録料を機構と学会に支払う。機構は専門医認定証を交付する。学会は認定審査合格者を専門医登録原簿に登録し、公示する。

(手数料の返還)

第 20 条 既納の審査料、登録料は、原則としてこれを返還しない。

(異議申し立て)

第 21 条 資格認定審査の結果に異議がある者は結果を通知した消印日から 14 日以内に文書で委員会に対し異議申し立てをすることができる。

第 9 章 細則の変更手続

第 22 条 この細則の改廃は、理事会において行う。

附 則

この細則は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 27 年以前に施行された医師国家試験合格者で令和 3 年度までの専門医申請者については日本形成外科学会専門医制度による。

専03

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 施設認定細則

令和3年4月 制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 本細則は、形成外科領域専門医制度(以下、制度という)第3条にもとづき、形成外科領域専門医(以下、専門医という)となるための修練に適した施設の要件および一般社団法人日本形成外科学会(以下、学会という)が行う審査・認定に関する諸規定を定めるものである。

第2章 認定施設認定委員会

(構成)

第2条 制度第3条2項の認定施設認定委員会(以下、委員会という)の構成は16名とする。

2. 認定施設認定委員(以下、委員という)は、理事長が指名する
3. 委員に欠員が生じた時は、理事長が追加指名を行い、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第3条 認定施設認定委員長は、理事長が指名する。委員長は委員会を代表する。副委員長は委員会において委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は評議員選挙を実施した年の通常社員総会終了時より、次次期通常社員総会終了時までとし、連続2期を越えることはできない。

(招集)

第5条 委員会の招集は委員長が行う。

2. 委員総数の3分の1以上から会の目的たる事項を示して請求があった時は、すみやかに委員会を招集しなければならない。

(成立)

第6条 委員会は委員総数の3分の2以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。あらかじめ委任状を提出したものはこれを出席とみなす。ただし、施設認定審査の場合には委任状を認めない。

(議決)

第7条 委員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(認定審査の非公開)

第8条 施設認定審査に関する議事は原則として非公開

とする。

(議事録)

第9条 議事録は議長が作成し、議長および議事録署名人2名が署名、捺印のうえ、委員会および学会に保存する。

(兼任の禁止)

第10条 認定施設認定委員は、専門医認定委員および指導医認定委員を兼ねることができない。

第3章 形成外科領域専門研修施設

(専門研修基幹施設)

第11条 制度第3条1項に定める専門研修基幹施設(以下、基幹施設という)は、以下を充足するものとする。

- (1) 臨床研修病院またはそれに準ずる総合的な病院であること
- (2) 形成外科が診療科として標榜されていること
- (3) 複数の形成外科領域指導医が常勤として在籍していること
- (4) 形成外科研修プログラムを有すること
- (5) 研修内容を満たすに必要な形成外科病床を常時有すること
- (6) 本制度専門医認定細則第12条2項に定める分類8項目中5項目以上の手術経験が可能であること。
- (7) 形成外科に関する教育研究活動(学会論文発表を含む)が活発に行われていること

2. 前項にかかわらず、形成外科過疎地域の医育機関などが形成外科を新設する場合は、専攻医採用時に申請資格を満たす見込みがあれば基幹施設として認定することができる。この場合認定後に学会が必要と判断する期間は、適宜学会による調査をうけるものとする。

(専門研修連携施設)

第12条 制度第3条1項に定める専門研修連携施設(以下、連携施設という)は、基幹施設が学会に申請し、認定された施設とする。

2. 連携施設には、常勤の形成外科領域指導医が在籍していなければならない。
3. 特定機能病院、がん専門病院、小児専門病院などの特化した機能を持つ施設以外の連携施設は、基幹施設の要請を受け、地域に密着した形成外科医療(以下、地域医

療研修という)の機会を専攻医に与えることができる。
(専門研修施設群)

第13条 基幹施設は連携施設とともに専門研修施設群を形成し、専攻医に充実した形成外科領域専門研修の機会を与えるための研修プログラムを作成する。

(研修連携候補施設)

第14条 基幹施設は、専攻医に十分な研修機会を与えるために、に専門研修連携候補施設(以下、連携候補施設という)を専門研修施設群に加えることができる。

2. 連携候補施設には、常勤の形成外科領域専門医が在籍していることを必須条件とする。
3. 特定機能病院、がん専門病院、小児専門病院などの特化した機能を持つ施設以外の連携候補施設は、地域に密着した地域医療研修の機会を専攻医に与えることができる。

(地域医療研修施設)

第15条 基幹施設は、専攻医に専門医認定細則第10条4号に定める地域医療研修の機会を与えるために、地域医療研修施設を専門研修施設群に加えることができる。

2. 地域医療研修施設は、常勤の形成外科領域専門医の在籍を必要としない。
3. 専攻医の地域医療研修施設での研修期間は、6ヵ月以内でなければならない。

第4章 施設認定の方法

(認定の申請)

第16条 次年度専攻医募集を行うプログラムに関しては、基幹施設が所定の書類を作成し、告示された提出日までに学会に提出し、委員会の施設認定審査を受けなければならない。

2. 前項提出書類は、以下を含む。
 - (1) 施設認定申請書
 - (2) 形成外科研修責任者の履歴書
 - (3) 形成外科研修プログラム
 - (4) 専門研修施設群全ての施設に関する形成外科診療説明書(規模、指導体制、診療要員、その他)
 - (5) 専門研修施設群全ての施設に関する1年間の外来患者統計および手術例数

3. 施設認定審査においては、基幹施設が所定の審査料を納めなければならない。

(プログラム変更の報告義務)

第17条 過年度に認定を受けた研修プログラムの基幹施設は、下記の事項につき変更があった場合は、前条の申請を行う際に変更届けを提出し、委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 指導体制の変更
- (2) 専門研修施設群の変更
- (3) その他報告が必要とされる診療施設の内容の変更

(公示)

第18条 委員会は、年1回施設認定審査を施行し、その審査時期をあらかじめ告示する。

(審査)

第19条 委員会は、基幹施設からの提出書類に基づき、形成外科専門研修プログラムおよび研修施設群の施設について認定審査を行う。必要あれば、申請機関に説明を求めることがある。

(通知)

第20条 委員会は審査結果を理事長に報告し、申請機関に通知する。

(登録)

第21条 学会は、認定した研修プログラムとその施設を認定施設登録簿に登録し、公示する。

(施設認定の取り消し)

第22条 基幹施設および連携施設が以下の各項のいずれかに該当する場合は、施設認定を取り消しその旨公示するとともに、機構に報告する。

- (1) 基幹施設または連携施設としての資格を辞退した時
 - (2) 第16条に定める書類の提出がなかった時
 - (3) 第16条に定める書類の内容が施設認定の条件を十分に満たさなくなった時
 - (4) 申請または報告の内容に虚偽があった時
2. 連携候補施設、地域医療研修施設についても前項に準じて、学会が施設認定を取り消し、その旨公示する。

第5章 細則の変更手続

(改廃)

第23条 この細則の改廃は、理事会において行う。

専04

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 専門医生涯教育細則

令和3年4月 制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 本細則は、形成外科領域専門医制度(以下、制度という)第4条にもとづき、形成外科領域専門医(以下、専門医という)が生涯教育として実践すべき自己研鑽の内容、および一般社団法人日本形成外科学会(以下、学会という)が行う専門医更新資格の審査・認定等に関する諸規定を定めるものである。

第2章 専門医生涯教育

(共通講習)

第2条 専門医は、生涯教育の一環として形成外科領域のみならず全領域の専門医が習得すべき共通事項の講習を受講しなければならない。

2. 共通講習は、一般社団法人日本専門医機構(以下、機構という)が開催する講習の他に、各施設、団体、学術集会(地方会、研究会等を含む)などで実施される。
3. 形成外科領域関連学会で実施される共通講習は、学会に申請し、制度第4条5項および本細則第13条に定める専門医生涯教育委員会(以下、委員会という)の審査・認定を受けたのち、学会が機構に報告する。

(領域講習)

第3条 専門医は、生涯教育の一環として形成外科領域に関する講習を受講し、自己研鑽に努めなければならない。

2. 領域講習は、学会に申請し、委員会の審査・認定を受けたものでなければならない。

(学術活動)

第4条 専門医は、生涯教育の一環として学会が認定する学術集会への参加・発表、学術雑誌等での発表などの学術活動を行うことにより、自己研鑽に努めなければならない。

2. 前項に該当する学術集会および学術雑誌等は別表1に定める。

(その他の社会活動)

第5条 専門医は、形成外科領域の診療以外に、生涯教育の一環として専門知識・専門技能を活かした社会活動に参加することが求められる。

第3章 専門医更新基準

(生涯教育に対する単位)

第6条 専門医は、本細則第2条から第5条に定める専門医生涯教育の実施により、専門医更新基準としての単位を与えられる。

(更新時必要単位数)

- 第7条 専門医は、5年の更新期間に最低50単位を取得しなければならない。
2. 50単位の内10単位は、所定の診療記録により示される形成外科診療実績をもって認定される。
 3. 前項にかかわらず、3回以上更新を行った専門医は、4回目以降の更新審査において診療実績を免除され、更新時の必要単位数を40単位とする。

(必要講習単位数)

第8条 専門医は5年の更新期間に、本細則第2条に定める共通講習のうち医療倫理、医療安全、感染対策の3つの必修講習を各々1単位以上取得しなければならない。

2. 専門医は5年の更新期間に、本細則第3条に定める領域講習を15単位以上取得しなければならない。

(学術・社会活動単位)

第9条 専門医は5年の更新期間に、学術活動及びその他の社会活動により6単位以上を取得しなければならない。

2. 学術活動における単位数は別表1に定める。

(学術集会登録審査)

第10条 本細則第4条2項以外の学術集会(研究会、研修会等を含む)は、委員会による学術集会登録審査を事前に受け、参加実績・発表実績を専門医更新基準としての単位とすることができる。

2. 学術集会登録審査は、本細則第16条に定める専門医更新審査会で行われ、当該集会から提出された所定の申請書類に基づき学術活動としての単位数を決定する。
3. 学会は、理事会の承認を経て前項の学術集会を登録、公示し単位数を付記する。
4. 前項の学術集会は、3年毎に当該学術集会の開催状況を委員会に報告する。
5. 前項開催状況の審査で問題を指摘された学術集会は、翌年も開催状況の報告を行い、再度問題を指摘された場合、当該学術集会の登録を取り消す。

(学術集会での講習受講単位)

第11条 本細則第4条2項および前条にて認定された学

術集会の主催者は、専門医の生涯教育に資するプログラムを企画した場合、本細則第2条に定める共通講習、もしくは第3条に定める領域講習として学会に申請することができる。

2. 前項に定める申請は、学術集会会期の3か月前までに、所定の審査料を納付するものとする。
3. 委員会は申請のあったプログラムを、機構が示す基準に基づき審査し単位数を決定する。

(学術集会以外での講習受講単位)

第12条 学術集会以外で開催される実習講習やe-learning などに関しては、別途委員会が審査し、単位を決定する。

第4章 専門医生涯教育委員会

(構成)

第13条 委員会は、委員長1名、委員15名程度で構成される。

2. 理事長は委員長を指名する。委員長は委員を指名し、理事会の承認を得る。
3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(議決)

第14条 委員会は委員総数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。あらかじめ委任状を提出したものはこれを出席とみなす。ただし、専門医更新審査会では委任状を認めない。

2. 議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(業務)

第15条 委員会は以下の業務を行う。

- 1) 専門医資格更新審査
- 2) 専門医更新基準の審査
- 3) 専門医資格取り消しに関わる調査・報告
- 4) その他専門医の生涯教育に関わる事業に関する業務

第5章 専門医資格更新審査会

(開催)

第16条 委員長は、専門医資格更新審査会を年に1回開催する。

(提出書類)

第17条 専門医は専門医資格を維持するために、審査料を学会に納付した上で、所定の書類を定められた期日までに委員会に提出しなければならない。

(更新審査の留保)

第18条 専門医は、更新期間中に研究、留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職務等により生涯教育を実践できない期間があれば、制度第4条にかかわら

ず、更新審査の留保を申請することができる。

2. 委員会は、専門医資格更新審査において留保理由が妥当と認められた場合、申請のあった専門医に1年間の留保期間を与える。
3. 前項の留保期間中は、専門医資格は維持される。

(更新単位の上限)

第19条 委員会は、共通講習受講による取得単位のうち10単位までを更新単位として認定する。

2. 委員会は、領域講習受講による取得単位のうち31単位までを更新単位として認定する。

3. 委員会は、学術活動・その他の社会活動による取得単位のうち15単位までを更新単位として認定する。その内、学術集会参加による更新単位は、6単位を上限とする。

(専門医資格の更新)

第20条 委員会は、審査結果を理事長に報告し、理事長は更新の有資格者を機構に報告する。専門医の更新資格は、機構の二次審査を経て認定される。

2. 学会は、機構からの審査結果をすみやかに更新申請者に通知し、専門医登録原簿に登録する。

3. 機構は、専門医資格更新者を登録し、専門医認定証を再交付する。

(専門医資格の停止・喪失)

第21条 更新審査時に専門医更新基準を満たしていないものは、専門医資格を停止する。続く2年で専門医資格を更新できない場合は専門医資格を喪失する。停止期間中の更新申請資格は維持される。

(専門医資格の取り消し)

第22条 委員会は、前条により専門医資格を喪失したものを理事長に報告する。

2. 委員会は前項に加え、以下のいずれかに該当すると思われるものを調査、確認し、専門医資格喪失者として理事長に報告する。

(1) 専門医資格を返上したもの

(2) 学会での会員資格を喪失したもの

(3) 専門医資格の認定につき過誤があったもの

(4) 専門医認定審査および専門医更新審査における提出書類に虚偽の記載があったと認められたもの

(5) 専門医認定試験において不正があったと認められたもの

3. 前2項に該当するものは、理事会と社員総会の承認を経て専門医資格を取り消される。

4. 理事長は、専門医資格の取り消しを機構に報告する。学会は、専門医登録原簿よりその名を削除し、公示する。

(再認定)

第23条 前条により専門医資格を取り消されたものが、再び専門医の資格を取得する場合は、本制度専門医認定

細則に従う。

(専門医認定証の再発行)

第 24 条 専門医認定証を紛失または破損し再発行を希望する場合には機構に申請する。

(異議の申し立て)

第 25 条 単位認定、資格更新などに異議のあるものは理由を付して理事長に異議を申し立てることができる。ただし、単位の認定あるいは機構による専門医更新の審査結果を理事長が申請者に通知した消印日から 14 日以内とする。

2. 異議の申し立てについては委員会が再審査をし、理事長に報告する。

第 6 章 細則の変更手続き

(改廃)

第 26 条 この細則の改廃は、理事会において行う。

専05

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 指導医細則

令和3年4月 制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本形成外科学会（以下、学会という）が行う、形成外科領域専門医制度第5条に定める形成外科領域指導医（以下、指導医という）の審査・認定に関する諸規定を定めるものである。

第2章 指導医認定委員会

(指導医認定委員会の構成)

第2条 制度第5条2項の指導医認定委員会（以下、委員会という）の構成は原則6名とする。

(委員の指名)

第3条 指導医認定委員は理事長が指名する。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は理事長が指名し、委員長は委員会を代表する。

(業務)

第5条 委員会は第7条の分野指導医ならびに第10条の形成外科指導医認定に関する業務を行う。

(兼任の禁止)

第6条 指導医認定委員は認定施設認定委員を兼ねることができない。

第3章 分野指導医

(分野指導医)

第7条 学会は、形成外科領域専門医のうち、学会が認定した各関連分野学会の専門医資格を有するものを、本人の申請に基づく審査のうえ当該分野指導医として認定し、分野指導医登録原簿に登録する。

2. 前項の対象となる学会と分野指導医名称は以下の通りとする。

- (1) 日本手外科学会（手外科分野指導医）
- (2) 日本美容外科学会(JSAPS)（美容外科分野指導医）
- (3) 日本創傷外科学会（創傷外科分野指導医）
- (4) 日本頭蓋顎顔面外科学会（頭蓋顎顔面外科分野指導医）
- (5) 日本熱傷学会（熱傷分野指導医）

3. 分野指導医は、前項に記された対象学会の専門医資格を更新した際、すみやかに分野指導医資格の更新として

学会に報告しなければならない。

4. 分野指導医は、所定の費用を学会に納めることにより、分野指導医認定証の交付を受けることができる。

第4章 特定分野指導医

(特定分野指導医)

第8条 学会は形成外科領域専門医のうち特定分野について、必要にして十分な能力を有するものを特定分野指導医として認定し、特定分野指導医認定証を交付し、特定分野指導医登録原簿に登録する。

2. 前項に該当する特定分野指導医は以下の通りとする。

- (1) 皮膚腫瘍外科分野指導医
- (2) 小児形成外科分野指導医
- (3) 再建・マイクロサージャリー分野指導医
- (4) レーザー分野指導医

3. 各特定分野指導医の申請資格、認定審査、および更新審査等に関しては、別に定める。

4. 前項の業務を行う目的で、各特定分野に応じて認定委員会を置く。

第5章 形成外科領域指導医の認定

(形成外科領域指導医資格)

第9条 形成外科領域指導医は、以下を充足しなければならない。

- (1) 形成外科領域専門医の資格を有し、1回以上更新を行ったもの
- (2) 特定分野指導医を含む9つの分野指導医のうちから、複数の分野指導医資格を有するもの

(指導医認定審査)

第10条 委員会は、指導医および分野指導医の認定審査を年複数回施行する。

2. 審査を受けようとするものは、所定の書類を定められた期日までに指導医認定委員会に提出しなければならない。

3. 審査を受けようとするものは、所定の審査料を学会に納めなければならない。既納の審査料は、原則としてこれを返還しない。

(審査結果の通知)

第11条 委員会は、審査の結果を理事長に報告し、すみや

かに申請者に通知する。

(形成外科領域指導医の登録)

第 12 条 学会は認定審査合格者を形成外科指導医登録原簿に登録、公示し、形成外科領域指導医認定証を交付する。

(指導医資格の停止および取り消し)

第 13 条 以下のいずれかに該当すると思われるものは、指導医認定委員会が調査、確認し理事長に報告する。理事長は理事会の承認を経て指導医の資格の停止および取り消しを行い、指導医登録原簿よりその名を削除し、指導医認定証を返却させ、この旨を公示する。

- (1) 認定につき過誤があったもの
- (2) 形成外科領域専門医資格を喪失したもの
- (3) 特定分野指導医を含む分野指導医資格の喪失により、第 9 条に定める形成外科指導医としての要件を欠くに至ったもの
- (4) 提出書類の記載に虚偽があったと認められたもの

(指導医資格の再認定)

第 14 条 指導医資格を取り消されたものが、再び指導医資格を取得するには、再度第 10 条に定める指導医認定審査を受けなければならない。

第 6 章 細則の変更手続

(改廃)

第 15 条 この細則の改廃は、理事会において行う。

附 則

1. 日本形成外科学会専門医から形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間は、第 7 条および第 8 条の形成外科領域専門医は日本形成外科学会専門医も可とする。
2. 前項暫定期間においては、形成外科領域指導医は第 9 条 1 項 2 号を充足しなくても可とする。

専06

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 特定分野指導医細則

令和3年4月 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本形成外科学会（以下、学会という）が形成外科領域専門医制度（以下、制度いう）指導医細則第8条に定める特定分野指導医資格の認定・更新審査に関する諸規程を定めるものである。

第2章 特定分野指導医認定委員会

(委員会)

第2条 学会は、本制度指導医細則第8条に定める4つの特定分野指導医資格の認定・更新審査に関する業務を円滑に行うため、各々の特定分野指導医認定委員会（以下、委員会という）を設置する。

(構成)

第3条 各特定分野指導医認定委員長（以下、委員長という）は理事長が指名する。
2. 委員長は、各特定分野指導医認定委員会の委員10名以上を正会員の中から選任する。
3. 委員の任期は2年とし再任を妨げない。
4. 委員に欠員が生じたときは委員長が補欠委員を選任する。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(議決)

第4条 委員会は委員総数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。あらかじめ委任状を提出したものはこれを出席とみなす。ただし、認定審査の場合には委任状を認めない。
2. 議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第5条 委員はその業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第3章 特定分野指導医の認定

(特定分野指導医資格)

第6条 特定分野指導医は、以下を充足しなければならない。
(1) 形成外科領域専門医資格を有しているもの
(2) 学会が定める形成外科専門研修施設もしくは当該特定分野指導医が常勤している施設において、形成外科領域専門医資格を取得後に、当該特定分野に関する研

修歴を3年以上有していること

(3) 当該特定分野に関する学術研究成果を発表していること
(4) 当該特定分野に関して、所定の診療実績があること
(5) 学会が主催する当該特定分野の指導医認定教育セミナーを、2回以上受講していること

2. 前項の詳細に関しては別に定める。

(認定審査申請書類)

第7条 特定分野指導医資格の認定審査を申請するものは、学会に所定の認定審査料を納付の上、施行細則に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

(認定審査)

第8条 委員会は、特定分野指導医認定審査を年1回施行する。認定審査は書類審査と試験からなる。
2. 委員会は、認定審査の結果を理事長に報告する。
3. 理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、認定審査の結果をすみやかに申請者に通知する。
4. 前項までの認定審査は、同一年度内に完了しなければならない。

(認定審査合格者の登録)

第9条 認定審査合格者は所定の登録料を学会に納付しなければならない。
2. 学会は、登録料を受領の後、認定審査合格者を特定分野指導医登録原簿に登録、公示し、特定分野指導医認定証を交付する。

(認定証の有効期限)

第10条 特定分野指導医認定証の有効期限は交付の日より5年とする。

第4章 特定分野指導医の更新

(特定分野指導医資格の継続)

第11条 特定分野指導医資格の継続を望む者は、資格取得後5年毎にこれを更新しなければならない。

(更新審査申請書類)

第12条 特定分野指導医の更新を申請する者は、学会に所定の審査・登録更新料を納付の上、施行細則に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

(更新審査)

第13条 委員会は、特定分野指導医更新審査を年1回施行する。
2. 委員会は、更新審査の結果を理事長に報告する。

3. 学会は、理事会の承認を得たのち、確定した更新審査の結果を申請者に通知する。
4. 学会は、更新審査合格者に特定分野指導医認定証を再交付する。
5. 更新時に更新資格を認定されなかったものは、特定分野指導医資格を1年間停止する。
6. 更新時より2年続けて更新資格を認定されなかったものは、委員会および理事会の議を経て特定分野指導医資格を喪失する。

(更新審査の留保)

第14条 特定分野指導医は、本細則第11条にかかわらず、5年間の更新期間中の研究、留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職務、その他委員会が妥当と認める理由により、特定分野指導医資格の更新審査を留保することができる。

2. 前項の留保期間中、特定分野指導医資格は維持される。

(資格喪失)

第15条 特定分野指導医は、本細則第13条6項以外に、次のいずれかの理由によりその資格を喪失する。

- (1) 形成外科領域専門医資格を喪失したもの
- (2) 特定分野指導医資格を返上したもの

第5章 細則の変更手続

(改廃)

第16条 この細則の改廃は、理事会において行う。

附 則

日本形成外科学会専門医から形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間は、第6条の形成外科領域専門医は日本形成外科学会専門医も可とする。

専07(1)

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 皮膚腫瘍外科分野指導医施行細則

平成 25 年 3 月 制定
平成 26 年 4 月 改定
平成 26 年 10 月 改定
平成 28 年 4 月 改定
平成 28 年 9 月 改定
令和 3 年 4 月 改定

第 1 章 皮膚腫瘍外科分野指導医申請資格

(認定申請に必要な学術業績)

第 1 条 皮膚腫瘍外科分野指導医の認定申請を行うものは、特定分野指導医細則（以下。細則という）第 6 条 1 項 3 号に関して、以下のいずれかの学術業績を有していなければならない。

- 1) 日本形成外科学会学術集会（基礎学術集会，各地区の形成外科学会学術集会を含む）における、2 回以上の筆頭もしくは発表指導者としての皮膚腫瘍外科領域に関する発表歴
- 2) 筆頭もしくは執筆指導者としての皮膚腫瘍外科領域に関する 1 編以上の学術論文

(認定申請に必要な診療実績)

第 2 条 皮膚腫瘍外科分野指導医の認定申請を行うものは、細則第 6 条 1 項 4 号に関して、執刀医もしくは指導的助手として関わった 10 症例の手術記録および 100 症例の手術例一覧表を提出しなければならない。

2. 手術記録、手術例一覧表の詳細は別に定める。

第 2 章 皮膚腫瘍外科分野指導医更新資格

(更新申請に必要な学術業績)

第 3 条 皮膚腫瘍外科分野指導医の更新申請を行うものは、細則第 11 条 2 項 1 号に関して、別表に示す学術業績として総計 20 点以上を更新期間内に獲得しなければならない。

(更新申請に必要な診療実績)

第 4 条 皮膚腫瘍外科分野指導医の更新申請を行うものは、細則第 11 条 2 項 2 号に関して、皮膚腫瘍外科領域の診療実績を更新時に報告しなければならない。

第 3 章 附則

(改廃)

第 5 条 この施行細則の改廃は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければならない。

専07(2)

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 小児形成外科分野指導医施行細則

平成 29 年 4 月 制定

令和 3 年 4 月 改訂

第1章 小児形成外科分野指導医申請資格

(認定申請に必要な学術業績)

第1条 小児形成外科分野指導医の認定申請を行うものは、特定分野指導医細則（以下。細則という）第6条1項3号に関して、以下のいずれかの学術業績を有していなければならない。

- 1) 日本形成外科学会学術集会（基礎学術集会，各地区の形成外科学会学術集会を含む）における、2回以上の筆頭もしくは発表指導者としての小児形成外科領域に関する発表歴
- 2) 筆頭もしくは執筆指導者としての小児形成外科領域に関する1編以上の学術論文

(認定申請に必要な診療実績)

第2条 小児形成外科分野指導医の認定申請を行うものは、細則第6条1項4号に関して、10症例の手術記録（執刀医もしくは指導助手に限る）および100症例の手術例一覧表（執刀医に限らず）を提出しなければならない。

2. 前項の小児形成外科領域の手術を、以下に分類する。
 - a) 頭蓋骨の先天異常，変形に対する手術
 - b) 口唇裂，口蓋裂およびこれに関連する手術
 - c) 顔面・頸部・耳介の先天異常，変形に対する手術
 - d) 手足の先天異常，変形に対する手術
 - e) 躯幹の先天異常，変形に対する手術
 - f) その他の先天異常，変形に対する手術
 - g) 母斑，脈管奇形，良性腫瘍，悪性腫瘍に対する手術
 - h) 瘢痕，瘢痕拘縮，ケロイドに対する手術
 - i) 外傷，その他の手術
3. 10症例の手術記録は、前項9分類のうち3分類以上を含み、同一分類で5症例を超えてはならない。
4. 100症例の手術例一覧表は、9分類のうち3分類以上を含み、同一分類で50症例を超えてはならない。

第2章 小児形成外科分野指導医更新申請書類

(更新申請に必要な学術業績)

第3条 小児形成外科分野指導医の更新申請を行うものは、細則第11条2項1号に関して、別表に示す学術業績として総計20点以上を更新期間内に獲得しなければ

ならない。

(更新申請に必要な診療実績)

第4条 小児形成外科分野指導医の更新申請を行うものは、細則第11条2項2号に関して、小児形成外科領域の診療実績を更新時に報告しなければならない。

第3章 附則

(改廃)

第5条 この施行細則の改廃は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければならない。

専07(3)

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 再建・マイクロサージャリー分野指導医施行細則

平成 25 年 3 月 制定

平成 26 年 4 月 改定

平成 26 年 10 月 改定

平成 28 年 4 月 改定

平成 28 年 9 月 改定

令和 3 年 4 月 改定

第 1 章 再建・マイクロサージャリー分野指導医申請資格

(認定申請に必要な学術業績)

第 1 条 再建・マイクロサージャリー分野指導医の認定申請を行うものは、特定分野指導医細則（以下。細則という）第 6 条 1 項 3 号に関して、以下のいずれかの学術業績を有していなければならない。

- 1) 日本形成外科学会学術集会（基礎学術集会、各地区の形成外科学会学術集会を含む）における、2 回以上の筆頭もしくは発表指導者としての再建・マイクロサージャリー領域に関する発表歴
- 2) 筆頭もしくは執筆指導者としての再建・マイクロサージャリー領域に関する 1 編以上の学術論文

(認定申請に必要な診療実績)

第 2 条 再建・マイクロサージャリー分野指導医の認定申請を行うものは、細則第 6 条 1 項 4 号に関して、執刀医もしくは指導的助手として関わった 10 症例の手術記録および 50 症例の手術例一覧表を提出しなければならない。

2. 手術記録、手術例一覧表の詳細は別に定める。

第 2 章 再建・マイクロサージャリー分野指導医更新資格

(更新申請に必要な学術業績)

第 3 条 再建・マイクロサージャリー分野指導医の更新申請を行うものは、細則第 11 条 2 項 1 号に関して、別表に示す学術業績として総計 20 点以上を更新期間内に獲得しなければならない。

(更新申請に必要な診療実績)

第 4 条 再建・マイクロサージャリー分野指導医の更新申請を行うものは、細則第 11 条 2 項 2 号に関して、再建・マイクロサージャリー領域の診療実績を更新時に報告しなければならない。

第 3 章 附則

(改廃)

第 5 条 この施行細則の改廃は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければならない。

専07(4)

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 レーザー分野指導医施行細則

令和2年10月 制定

令和3年4月 改定

第1章 レーザー分野指導医申請資格

(認定申請に必要な学術業績)

第1条 レーザー分野指導医の認定申請を行うものは、特定分野指導医細則（以下、細則という）第6条1項3号に関して、以下のいずれかの学術業績を有していなければならない。

- 1) 日本形成外科学会学術集会(基礎学術集会、各地区の形成外科学会学術集会を含む)における、筆頭もしくは筆頭指導者としてのレーザー領域に関する2回以上の発表歴、
 - 2) 筆頭もしくは筆頭指導者としてのレーザー領域に関する1編以上の学術論文
2. 日本レーザー医学会レーザー専門医を有するものは、前項の条件を満たさなくてもよい

(認定申請に必要な診療実績)

第2条 レーザー分野指導医の認定申請を行うものは、細則第6条1項4号に関して、10症例のレーザー治療記録および50症例のレーザー治療一覧表を提出しなければならない。対象となる疾患等については別に定める。

2. 日本レーザー医学会レーザー専門医を有するものは、前項の提出を免除される。

第2章 レーザー分野指導医更新資格

(更新申請に必要な学術業績)

第3条 レーザー分野指導医の更新申請を行うものは、細則第11条2項1号に関して、別表に示す学術業績として総計20点以上を更新期間内に獲得しなければならない。

(更新申請に必要な診療実績)

第4条 レーザー分野指導医の更新申請を行うものは、細則第11条2項2号に関して、レーザー領域の診療実績を更新時に報告しなければならない。

(改廃)

第5条 この細則は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

(その他)

第6条 この細則の実施に関して生じる疑義については、委員会で審議し決定するものとする。

第3章 附則